

## 本手引きの策定経緯・位置づけ

平成22年4月に土壤汚染対策法の一部を改正する法律(以下「法」という。)が施行され、土地の所有者等が、自主的に土壤汚染の調査をした結果を用いることなどにより、法に定める形質変更時要届出区域等に自主的に申請をすることができるようになりました。

本手引きは、“自主的な区域指定の申請”のメリットと留意点を整理し、併せて当該制度の活用ケースの紹介をすることにより、土地を所有管理している方や土地を今後開発や売買することなどを考えられている方に本制度をより有効に活用していただくことを目的として策定したもので  
す。

# **CONTENTS**